

広島県告示第百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十九年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かなもと医院 うるおい訪問看護リハビリ ステーション	尾道市門田町一番四三号 廿日市市佐方四丁目一〇番二八 津江アパート一〇二号	平成二十九年一月二日 平成二十九年一月一日